

岩手県告示第 749 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成 19 年 10 月 30 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 名称 盛岡市玉山区生出特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 盛岡市玉山区下田字石羽根 99 番 26 号、99 番 901 号及び 99 番 902 号
- (3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2 (1) 名称 盛岡市玉山区生出第二特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 盛岡市地内の市道好摩生出線と市道生出滝ノ沢線との交点を起点とし、起点から市道好摩生出線を西に進み市道仲平生出線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道天池線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道好摩生出線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道下田生出線との交点に至り、同点から同市道を東に進み生出川に通ずる農道との交点に至り、同点から同農道を南西に進み生出川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を南に進み生出湧口川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を西に進み市道生出滝ノ沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3 (1) 名称 盛岡市玉山区好摩武道特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 盛岡市地内の国道 4 号と一般県道好摩停車場線との交点を起点とし、起点から国道 4 号を南に進み市道舟田一本木線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道石羽根線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み農道陣場平線との交点に至り、同点から同農道を東に進み市道柴沢下田線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道下田生出線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道下田線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道川崎夏間木線との交点に至り、同点から同市道を北に進み農道夏間木線との交点に至り、同点から同農道を北西に進み市道夏間木線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道稻荷神社線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み一般県道大更好摩線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み市道好摩永井沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進み J R 花輪線との交点に至り、同点から同 J R 線を南東に進み市道好摩永井線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道中塚線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道上山東線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み一般県道好摩停車場線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 4 (1) 名称 盛岡市玉山区蛇沼特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 盛岡市地内の市道好摩生出線と市道生出野北線との交点を起点とし、起点から市道好摩生出線を北東に進み市道生出野北線に通ずる道路との交点に至り、同点から同道路を南西に進み市道生出野北線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 5 (1) 名称 八幡平市東八幡平特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 八幡平市地内の一般県道雫石東八幡平線と民有地と国有林盛岡森林管理署 1503 林班の境界との交点を起点とし、起点から一般県道雫石東八幡平線を北東に進み市道金沢 11 号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み岩手山林道との交点に至り、同点から同林道を南西に進みイタザ沢左岸との交点に至り、同点から同沢左岸を南西に進み国有林盛岡森林管理署

1543 林班と国有林盛岡森林管理署 1553 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進みさらに北西に進み国有林盛岡森林管理署 1548 林班と国有林盛岡森林管理署 1553 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進みさらに南西に進み国有林盛岡森林管理署 1549 林班と国有林盛岡森林管理署 1553 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み民有地と国有林盛岡森林管理署 1553 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み民有地と国有林盛岡森林管理署 1554 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み民有地と国有林盛岡森林管理署 1555 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み民有地と国有林盛岡森林管理署 1556 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み民有地と国有林盛岡森林管理署 1550 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み民有地と国有林盛岡森林管理署 1503 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

6(1) 名称 八幡平市新町特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 八幡平市地内の国道 282 号と市道桜松線との交点を起点とし、起点から国道 282 号を北に進み市道清水曲田線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道曲田沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道有矢野線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み安比川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を南に進み市道桜松線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

7(1) 名称 八幡平市田山特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 八幡平市地内の国道 282 号と市道田中下川原線との交点を起点とし、起点から国道 282 号を西に進み一般県道田山花輪線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み市道折壁線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道田山線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道上川原小田中線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道鳥居元田中線との交点に至り、同点から同市道を東に進みさらに南西に進み市道田中下川原線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

8(1) 名称 葛巻町小苗代特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 岩手郡葛巻町地内の町道六角線と馬淵川右岸堤防との交点を起点とし、起点から町道六角線を北東に進み町道四日市中村線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み作業道との交点に至り、同点から同作業道を北東に進み民有林と農地及び学校敷地の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み町道滝ノ神線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み水路との交点に至り、同点から同水路を南西に進みさらに北西に進み作業道との交点に至り、同点から同作業道を南西に進み馬淵川右岸堤防との交点に至り、同点から同川右岸堤防を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

9(1) 名称 岩手町一方井特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 岩手郡岩手町地内の主要地方道岩手平館線と町道半在家線との交点を起点とし、起点から主要地方道岩手平館線を北西に進み町道土川大手花線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道黒内線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道打越黒石線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道葉木田中田線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道黒石線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道大森線との交点に至り、同点から同町道を北に進み更に北東に進み町道沼田大森東線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道半在家線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

10(1) 名称 岩手町大森特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 岩手郡岩手町地内の町道沼宮内黒内線と大森山開拓から山辺内に通ずる山道との交点を起点とし、起点から町道沼宮内黒内線を西に進み町道黒石北光線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道北光線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み大森山開拓から山辺内に通ずる山道との交点に至り、同点から同山道を南東に進み更に南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

11(1) 名称 大船渡市今井山電話ケーブル特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 大船渡市猪川町地内の電話ケーブル中井沢線 1 号柱から今出山 1 線 1 号柱まで、今出山 1 線 1 号柱から今出山 1 線 99 号柱まで、今出山 1 線 99 号柱から L 5～12 号柱までのそれぞれ両側 50m の区域、今出山 1 線 99 号柱から三陸町・今出山 2 線 32 号柱までのそれぞれ両側 50m の区域及び今出山 1 線 99 号柱から今出山 2 線 2 R 9 号柱までのそれぞれ両側 50m の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

12(1) 名称 住田町下大股電話ケーブル特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 気仙郡住田町地内の国道 107 号と国道 397 号の交点を起点とし、起点から国道 107 号を東に進み国道 340 号との交点に至る国道 107 号と大股川に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

13(1) 名称 釜石市小川特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 釜石市地内の市道上小川線と小川川左岸との交点を起点とし、起点から市道上小川線を北西に進み民有林 204 林班と民有林 203 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み民有林 204 林班と国有林三陸中部森林管理署 101 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み民有林 205 及び 206 林班と民有林 233、232 及び 231 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み民有林 206 林班と民有林 207 及び 197 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み小川川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

14(1) 名称 釜石市上平田特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 釜石市地内の国道 45 号と枚根森山から国道 45 号に通ずる稜線との交点を起点とし、起点から国道 45 号を南に進み市道平田 1 号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道上中島線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道上平田ニュータウン 2 号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道上平田ニュータウン 28 号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道上平田ニュータウン 29 号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み篠倉山に通ずる山道との交点に至り、同点から同山道を南西に進み篠倉山から枚根森山に通ずる稜線との交点に至り、同点から同稜線を北に進みさらに北東に進み枚根森山から国道 45 号に通ずる稜線との交点に至り、同点から同稜線を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

15(1) 名称 大槌町大槌特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 上閉伊郡大槌町地内の主要地方道大槌川井線と町道大ヶ口線との交点を起点とし、起点から主要地方道大槌川井線を南東に進み大槌川左岸堤防との交点に至り、同点から同川左岸堤防を南東に進み J R 山田線との交点に至り、同点から同 J R 線を南西に進み大槌川右岸堤防との交点に至り、同点から同川右岸堤防を南に進み一般県道吉里吉里釜石線との交点に至り、

同点から同一般県道を南に進み町道伸松 1 号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道伸松 2 号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み林道古廟伸松線との交点に至り、同点から同林道を西に進み町道古廟線との交点に至り、同点から同町道を北に進み一般県道大槌小鏡線との交点に至り、同点から同境界を南に進み町道花輪田寺野線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道寺野線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道白沢 2 号線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み農道高清水 2 号線との交点に至り、同点から同農道を北東に進み町道小鏡線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み一般県道大槌小鏡線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み町道末広町沢山線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道大ヶ口線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

16(1) 名称 山田町豊間根特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 下閉伊郡山田町地内の国道 45 号と町道新田繫線との交点を起点とし、起点から国道 45 号を北西に進み町道豊間根関口線との交点に至り、同点から同町道を南東に進みさらに南西に進み町道宇名田日当線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み J R 山田線との交点に至り、同点から同 J R 線を北東に進み一般県道宮古山田線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み町道石峠線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み農道岩の木杉の沢線との交点に至り、同点から同農道を東に進み国道 45 号との交点に至り、同点から同国道を北東に進み下閉伊郡山田町と宮古市の境界との交点に至り、同点から東に進み津軽石川右岸堤防との交点に至り、同点から同川右岸堤防を南西に進み町道新田繫線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

17(1) 名称 岩泉町小本川特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 下閉伊郡岩泉町地内の国道 45 号と国道 455 号との交点を起点とし、起点から国道 45 号を南東に進み町道小本茂師線との交点に至り、同点から同町道を南に進みさらに北東に進みさらに南に進み町道小成小本線との交点に至り、同点から同町道を南西に進みさらに北西に進み民有林 11 林班 6、9、10、12 及び 13 小班と民有地並びに民有林 11 林班 14 及び 15 小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み町道小本卒郡線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道小成卒郡線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み国道 455 号との交点に至り、同点から同国道を北東に進みさらに東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

18(1) 名称 久慈市宇部特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 久慈市地内の三陸鉄道と市道宇部天神堂通り線との交点を起点とし、起点から三陸鉄道を南東に進み野田村村道川原屋敷線との交点に至り、同点から同村道を南に進み久慈市と九戸郡野田村の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み宇部川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を北西に進み市道田子沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道野平線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道野平 3 号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道宇部岩瀬張線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道宇部天神堂通り線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

19(1) 名称 普代村鳥居特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 下閉伊郡普代村地内の国道 45 号と村道白井鳥居線との交点を起点とし、起点から国道 45 号を南東に進み村道普代鳥居線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み村道白井鳥居線との交点に至り、同点から同村道を西に進みさらに北東に進み村道小谷地鳥居線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み村道白井鳥居線との交点に至り、同点から同村道を北

東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

20(1) 名称 二戸市特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 二戸市地内の国道 4 号と一般県道二戸一戸線との交点を起点とし、起点から国道 4 号を北に進み市道十文字線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道金田一線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道権現水梨線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道岩館線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道野々上線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み府金橋との交点に至り、同点から同橋を北東に進み一般県道金田一温泉線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み市道湯田線との交点に至り、同点から同市道を南に進み国道 395 号との交点に至り、同点から同国道を東に進み市道矢沢線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み一般県道二戸一戸線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

21(1) 名称 二戸市浄法寺特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 二戸市地内の八戸自動車道と一般県道一戸浄法寺線との交点を起点とし、起点から八戸自動車道を南西に進み二戸市と八幡平市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み主要地方道二戸五日市線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み一般県道道前浄法寺線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み市道大森小泉線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道大森線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道大森小泉線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道飯近線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道春日杉沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道仲町小船線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道運動公園線との交点に至り、同点から同市道を東に進み主要地方道二戸五日市線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み一般県道一戸浄法寺線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

22(1) 名称 一戸町一戸特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 二戸郡一戸町地内の国道 4 号と一般県道二戸一戸線一戸バイパス北口の交点を起点とし、起点から国道 4 号を南に進み一般県道二戸一戸線一戸バイパス南口との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み町道関屋西支線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道関屋線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道関屋西線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道平田沢関屋線との交点に至り、同点から同町道を北西に進みさらに北東に進み一般県道一戸浄法寺線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み一般県道二戸一戸線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

23(1) 名称 一戸町奥中山高原スキー場特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 二戸郡一戸町地内の主要地方道葛巻日影線と町道青葉岳川線との交点を起点とし、起点から主要地方道葛巻日影線を西に進み二戸郡一戸町と岩手郡岩手町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み二戸郡一戸町と八幡平市の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み二戸郡一戸町と二戸市の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み町道谷地屋敷線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道一本松高森出ル町線との交点に至り、同点から同町道を東に進みさらに南西に進みふるさと農道西岳線との交点に至り、同点から同農道を東に進み町道桜窪豊ヶ丘線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道青葉岳川線との交点に至り、同点から同町道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器